平成２３年（フ）第３６号
福岡県宮若市福丸165番地８
債務者　吉弘　和子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県直方市大字植木1863番地５
債務者　奈木野郁美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８５号
佐賀県佐賀市神野東３丁目９番５号
債務者　丸岡スミ子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2295番地３
債務者　関川　欣子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
宮崎市神宮東３丁目２番13号　中村ビル302号
債務者　川越　和博
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９５号
宮崎県延岡市松原町２丁目１番地６
債務者　椎葉　康二
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５４号
宮城県大崎市古川若葉町１丁目３－２、住民票上の住所宮城県大崎市三本木字東浦205番地
債務者　佐久間真由美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅６号棟７号
債務者　狩野　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
長野市大字栗田450番地２
債務者　大堀　初夫
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目26―105、住民票上の住所兵庫県伊丹市東野３丁目40番地
債務者　中野　公美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２４号
兵庫県尼崎市浜２丁目13番19号　コーポＯＡ１号
債務者　太田　健一
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓242番地５稲垣ハイツ７号―102、旧住所徳島県鳴門市瀬戸町北泊字北泊79番地
債務者　河野　秀機
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７１号
北九州市小倉南区若園２丁目６番21号
債務者　井上　俊男
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７２号
北九州市小倉南区若園２丁目６番21号
債務者　井上智恵美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０２号
北九州市小倉北区神幸町７番22―503号
債務者　伊崎　伸幸
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１７号
北九州市小倉南区志井５丁目３番14号
債務者　宇野　政治
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２７５号
北九州市小倉南区中曽根新町３番15号
債務者　日野　隆子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部